

福岡県道路交通法施行細則新旧対照表

（昭和 4 7 年 4 月 1 日）
福岡県公安委員会規則第 7 号
（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
目次～様式第 2 3 号 （略） 様式第 2 4 号（第 9 条の 3 関係） （表） （略） （裏） 注 意 事 項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号に掲げる次のいずれかに該当するときは、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 ・ 1 8 歳未満の者 ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 1 1 9 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者 ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成 1 6 年国家公安委員会規則第 2 3 号）第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 ・ 精神機能の障がいにより確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者	目次～様式第 2 3 号 （略） 様式第 2 4 号（第 9 条の 3 関係） （表） （略） （裏） 注 意 事 項 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号に掲げる次のいずれかに該当するときは、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。 ・ 1 8 歳未満の者 ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ・ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又は道路交通法第 1 1 9 条の 2 の 4 第 2 項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者 ・ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成 1 6 年国家公安委員会規則第 2 3 号）第 3 条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 1 2 条若しくは第 1 2 条の 6 の規定による命令又は同法第 1 2 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 ・ 精神機能の障がいにより確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して 2 年を経過しない者
様式第 2 5 号～様式第 7 8 号 （略）	様式第 2 5 号～様式第 7 8 号 （略）